

平成28年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	緊急通報システム設置等助成金										
補助金の性格	個人等への補助					始期	H5		終期	-	
予算事業名	高齢者等防火安全推進費					(事業コード 新/旧)	101212/045106				
所管部署	消防本部			市民安心課		係	電話番号		5924		
交付先(団体、個人等)	自費で緊急通報システム通報機器を購入し設置する一般利用者のうち助成金の交付要件に該当する者										
交付目的	(対象) 誰、何に対して		自費で緊急通報システム通報機器を購入し設置する一般利用者								
	(意図) どういう状態にしたい		緊急通報システム通報機器の購入及び設置による経済的な負担を軽減する。								
対象事業等の内容	ひとり暮らしの高齢者及び緊急時に機敏に行動することが困難である高齢者等が、自費で緊急通報システム通報機器を購入し設置した場合に、旭川市が当該設置費用の一部を助成する。										
積算方法	購入及び設置の費用に係る総費用の1/3相当額(1,000円未満切り捨て)。ただし、助成額は40,000円を上限とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成金の交付申請者数					②					
	単位:人					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	15	8	8	5	7						
成果指標と過去5年間の実績	① 助成金の交付を受けた緊急通報システム利用者数					②					
	単位:人					単位:					
	H23	H24	H25	H26	H27	H23	H24	H25	H26	H27	
	15	8	8	5	7						
2 収支状況等											
単位:千円											
		平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(決見)	平成28年度(予算)					
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越									
		市補助金	222	253	158	211	315				
		受益者負担分	455	518	323	436	630				
		その他									
	収入合計	677	771	481	647	945					
	市補助率(%)	32.8%	32.8%	32.8%	32.6%	33.3%					
支出合計	677		771		481		647		945		
	うち食糧費、交際費										
市負担額	次年度繰越										
	一般財源		222	253	158	211	315				
	特定財源										
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01				
		人工金額	73	73	73	71	71				
	臨時・嘱託										
その他事務費											
合計		295	326	231	282	386					
受益対象者数		8	8	5	7	11					
補助金単位コスト(単位:円)		36,875	40,750	46,200	40,286	35,091					
適格性		◇会計処理が適正 ◆事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当 ひとり暮らしの高齢者及び緊急時に機敏に行動することが困難である高齢者等の緊急通報システムの利用により、旭川市民への安心・安全が拡充され、交付の適格性が認められる。									

※人件費(正職員分)は平成24年度7,344千円、平成25年度7,337千円、平成26年度7,374千円、平成27年度7,183千円、平成28年度7,122千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致する  □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◆ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する  ■ 合致しない
	(4)見直し期間 ◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)  ◇ 奨励目的の補助、終期を設定 ◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)  □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する  □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)  □ 概ね合致する  □ 合致しない
2公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている ◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない ◆ 上記以外	■ 公益性が高い  □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	◇ 設定した事業量指標が上向いている ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす ◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない ◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である ◆ 上記以外	■ 必要性が高い  □ 必要性が高いとは言えない
4効果	◇ 設定した成果指標が上向いている ◇ 市民アンケート等、客観的な評価を得ている ◇ 対象者が増加するなど、時代のニーズを捉えている ◆ 費用対効果が大きい ◇ 上記以外	■ 効果が高い  □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。 1(3):事業費(個人)補助率に準じて、条例において、購入及び設置に係る費用の1/3に相当する額以内で規則で定める額(40,000円上限)を限度に助成するものと規定している。 2:購入及び設置に対する助成を誘因として受益者の負担により緊急通報システムの設置を促進しその普及拡大を図ることは、行政目的である「住宅火災対策の推進」や「救急活動体制の充実強化」の達成に寄与するものであり、その公益性は高い。 3:高齢者世帯の増加や、それらを取り巻く社会環境から、緊急通報システムの普及拡大の必要性は高い。 4:ひとり暮らし高齢者等の世帯における火災の未然防止や早期発見による被害の軽減、体調悪化時の早期の救急出動による救命率の向上、日常生活の不安解消など、緊急通報システムの普及拡大による旭川市民への安心・安全拡充の効果は高い。	

4平成24年度行政評価への対応状況等  
(行政評価)

補助金名称(当時)	緊急通報システム通報機器設置等助成金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	ひとり暮らし高齢者及び緊急時に機敏に行動することが困難である高齢者等が増加傾向にあることから、緊急通報システム通報機器の普及並びに日常生活上の不安を解消するため、継続する必要がある。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

(1)見直しの年度	具体的な内容と効果
-----------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	ひとり暮らし高齢者及び緊急時に機敏に行動することが困難である高齢者等が増加傾向にあることから、緊急通報システム通報機器の普及並びに日常生活上の不安を解消するため、継続する必要がある。
2次評価	継続	事務の合理化、対象経費の精査など、コストのスリム化を図ること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)